官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働九）　一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（同一〇）　三

省令

○厚生労働省令第九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久